

# 「明治天皇 ～崩御100年にご遺徳を偲ぶ」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

## 1. 明治天皇のご誕生と激動の維新

平成24（2012）年は、明治天皇が崩御(ほうぎょ)されて100年の節目の年でした。

それまでの徳川家による江戸幕府から、政治の実権を奪って成立した明治新政府でしたが、その前途は多難であり、我が国が並みいる欧米列強による植民地化を防ぐため、どのように独立を守るかという大きな命題を突き付けられていました。

そんな中、明治天皇は我が国の元首として堂々と君臨され、海外においては近代国家の象徴として、国内においては慈愛に満ちた君主として、我が国を支えてられました。世界の平和と人々の安らぎを日々お祈りなされた明治天皇の御製(ぎょせい、天皇による和歌のこと)は実に10万首を数えています。

今回の講座では、明治天皇のご遺徳を偲(しの)びながらそのご生涯をたどることで、崇高(すうこう、けだかく尊いこと)なる「明治の精神」に思いを馳(は)せると同時に、陛下が現代の私たちに遺された数々のメッセージを深く実感しながら行わせていただきたいと思います。

明治天皇は、嘉永(かえい)5（1852）年旧暦9月22日（現在の太陽暦では11月3日、以後明治5年＝1872年までは基本的に旧暦を使用します）に孝明(こうめい)天皇の第二皇子としてお生まれになられ、ご称号を祐宮(さちのみや)と賜(たまわ)りました。

祐宮さまは御年9歳の万延(まんえん)元（1860）年9月に父君の孝明天皇から親王宣下(しんのうせんげ)をお受けになり、睦仁(むつひと)という諱(いみな、天皇など身分の高い人の実名のこと)を賜りましたが、当時はアメリカのペリーの浦賀への来航がきっかけとなった開国をめぐる、国内が混乱を極めた真っ最中でもありました。

そんな中、孝明天皇はご自身を犠牲になさるお覚悟で、我が国を守るためにひたすら祈られるとともに、多くの御製を詠(よ)まれましたが、睦仁親王はそんな父君の背中をご覧になられて成長されたのでした。

しかし、親王と父君との日々は長くは続きませんでした。慶応(けいおう)2（1866）年12月に、孝明天皇が天然痘(てんねんとう)によって崩御されたのです。深いお悲しみの中、睦仁親王は翌慶応3（1867）年1月に御年16歳で践祚(せんそ、皇位の継承のこと)され、第122代天皇とされました。

慶応3（1867）年10月、江戸幕府の15代将軍の徳川慶喜（とくがわよしのおぶ）が大政奉還を行い、同年12月には王政復古の発令が発表されて、天皇親政による明治新政府の樹立が宣言されましたが、こうした一連の流れは明治維新と呼ばれています。

新たに政治の実権を握った明治新政府には課題が山積していましたが、なかでも最大の問題は「いかにして我が国の独立を守り、他国からの植民地化を防ぐか」ということでした。

明治維新が始まった当時の19世紀後半のアジアは、帝国主義（＝政治や経済、軍事などの面で他国の犠牲において自国の利益や領土を拡大しようとする思想や政策のこと）を標榜（ひょうぼう、主義や主張などをはっきりと示すこと）する欧米列強による植民地化が進んだ、いわゆる「草刈り場」と化していました。

何しろ東アジアの超大国とされていた清（しん）ですら、アヘン戦争の敗北などによって、香港などの主要都市を列強の支配下に置くことを認めざるを得ないという厳しい状況だったのです。

そのような大変な時期に我が国の命運を託された、明治新政府の責任感や重圧、加えて周囲が外敵だらけという心細さは、現代に生きる私たちには想像もつかないほど大きかったのではないのでしょうか。

このままでは我が国も他国の植民地とされてしまいかねない、という危機感を持った明治新政府は、欧米列強と肩を並べるためにも、一刻も早い近代国家としての確立を目指さなければなりません。

しかし、それまで260年以上も政治を行ってきた江戸幕府に比べ、産声（うぶごえ）をあげたばかりの新政府が、いくら優れた政策を実行しようとしたところで、果たしてどれだけの国民がついてくるのでしょうか。

このため、政府は我が国の元首であり長い歴史を誇る天皇の意味について深く考え、至高の権威をお持ちの天皇の名の下で政治を行う以外に、国民をまとめると同時に彼らの支持を得る方法は無いという結論に至りました。また、折からの尊王攘夷（そののうじょうい）運動によって、皇室に対する崇敬（すうけい、あがめてうやまうこと）の思いが国民の間で高かった当時の世情も、新政府を後押ししました。

明治天皇は明治元（1868）年3月14日に、新しい政治の基本方針をまとめた五箇条を、百官（＝数多くの役人）を率いて天神地祇（てんしんちぎ、すべての神々）にお誓いされました。これを五箇条の御誓文（ごせいもん）といいます。

五箇条の御誓文の主な内容としては、公議世論（こうぎよろん、世の多くの人々の様々な議論のこと）の尊重や、攘夷をせずに開国和親を推進することなどが挙げられますが、これらは明治新政府にとってのいわゆる「マニフェスト」でもありました。

五箇条の御誓文には、明治新政府の当面の基本方針を天皇が神々に誓われるというかたちによって、国民に信頼感や安心感を与えるという意味も込められていました。そして、それだけ

の覚悟を決めたマニフェストは、21世紀の某政党のように簡単に破ることは許されず、絶対に実行しなければならないものだったのです。明治天皇ご自身も、御誓文の後に「天皇自らが国難の先頭に立って我が国を護(まも)る」という内容のお言葉を発せられ、ご覚悟を明確に示されておられます。

五箇条の御誓文は明治以後の指導精神として、近代国家へ向けての様々な政策に受け継がれました。また、明治天皇の御孫(おんまご)にあられる昭和天皇は、昭和 21 (1946) 年元日の「新日本建設ニ関スル詔書(しよしよ)」において五箇条の御誓文を引用され、御誓文の精神に立ち返って新たな国づくりに努めるご決意をなされておられます。

ところで、明治 4 (1871) 年に明治政府の参議として復職した西郷隆盛(さいごうたかもり)は、宮中(きゅううちゅう)の大改革に乗り出しましたが、その理由としては、まだお若かった明治天皇を全力で支えるとともに、天皇ご自身に君主として相応(ふさわ)しい力量をお持ちになってほしいという、西郷の切なる願いがありました。

例えば、それまで天皇のそばには多くの女官(にょかん)が身の回りの世話をしていたのを退け、山岡鉄舟(やまおかてつしゅう)など質実剛健(しつじつごうけん、飾(かざ)り気がなくまじめでたくましくしっかりしていること)な旧武士たちが、明治天皇に直接仕えるようになりました。

維新の大功労者である西郷だからこそ成し得た大改革ともいえましたが、明治天皇はご身边の大変化に見事に順応され、毎日のように乗馬を楽しまれるなど、たくましく成長されたそうです。

また西郷は、明治天皇が陸軍の演習や地方へのご巡幸(じゆんこう、天皇が各地をまわられること)にお出かけになられた際に、天皇のそばにずっと付き従いました。

陸軍の演習が行われた後、夜になると天皇は他の兵士たちと同じようにテントで野営(やえい)されましたが、生憎(あいにく)の荒天でテントから雨水が漏(も)れるということがありました。

しかし、西郷は「戦場の兵士たちが現地でどのような境遇にあるのかを身を以って知っていただくことも必要である」と考え、そのまま明治天皇にご休息いただき、自らは万が一のために寝ずの番をしていたそうです。

その後、西郷は明治 6 (1873) 年に征韓論争に敗れ下野(げや)し、明治 10 (1877) 年に起きた西南戦争によって壮絶な自刃(じじん)を遂げる運命となりましたが、明治天皇にとって、西郷隆盛がご自身のご生涯に大きな影響を与えた人物のひとりであったことは間違いないでしょう。

## 2. 明治天皇と立憲君主制

明治 22 (1889) 年 2 月 11 日、大日本帝国憲法 (=明治憲法) が我が国で発布(はっぷ)されました。この瞬間、我が国はアジア初の近代的な立憲国家となったのですが、その過程においては様々な歴史の流れがありました。

明治 15 (1882) 年、憲法制定の作業を本格的に開始した政府は、伊藤博文(いとうひろぶみ)をヨーロッパへ派遣して憲法の研究を命じ、伊藤は当時のドイツ帝国の母体となった旧プロイセン王国の憲法が我が国の国情に照らして一番相応しい、との結論を得て帰国しました。

こうした事実から、「明治憲法は外国の憲法の引き写しだ」という印象が歴史教育などにおいて強くなっているようですが、実際に伊藤がベルリン大学教授のグナイストや、ウィーン大学のシュタインなどから受けた教えは、「日本の憲法は自国の歴史や伝統に立脚したものでなければならない」というものでした。

帰国した伊藤は、井上毅(いのうえこわし)が作成した憲法草案をもとに検討作業を行いました。草案の第 1 条には「日本帝国ハ万世一系(ばんせいいつけい)ノ天皇ノ治(しら)ス所(ところ)ナリ」と書かれていました。

「治ス」とは「お知りになる＝公平に治める」という意味であり、天皇による統治行為を示した大和言葉(やまとことば)でした。条文そのものは最終的に「統治ス」に変更されましたが、明治憲法が決して外国の憲法の模倣(もほう)ではなく、第 1 条から我が国の国体(こくたい、国家としての体制のこと)を明確に意識していたことを示したエピソードであるといえるでしょう。

さて、明治憲法が我が国の国体を強く意識して成立したということは、明治天皇ご自身も強く認識されておられました。それは明治憲法が欽定(きんてい)憲法、すなわち「天皇の名において国民に定めた憲法」であったという事実や、憲法制定までの明治天皇に関する様々なエピソードからもうかがえます。

伊藤らが完成させた憲法草案は、明治 21 (1888) 年に創設された天皇の最高諮問機関(しもんきかん、諮問は「意見を求める」という意味)である枢密院(すうみつゐん)で、天皇ご臨席のもとで審議されましたが、実は明治天皇は、それ以前から憲法に関する本格的な講義を受けておられました。

先述のとおり、伊藤はシュタイン教授から憲法学について学んでいましたが、その内容に感激した伊藤は、シュタインの憲法学を明治天皇にも是非学んでいただきたいと考え、シュタインを我が国に招こうとしましたが、高齢を理由に固辞されてしまいました。

そこで伊藤は、明治天皇の侍従(じじゅう、天皇のそばに仕える人のこと)でご学友でもあった藤波言忠(ふじなみことただ)を、天皇の名代(みょうだい、ある人の代わりをつとめること)としてウィーンに派遣し、シュタインから直接憲法学の講義を受けさせ、その内容を明治天皇にご進講申し上げることにしました。

憲法の専門家ではなかった藤波は、シュタインから毎日 3 時間の講義を大変な苦勞をしながら 9 ヶ月ものあいだ必死に学び続け、帰国後の明治 20 (1887) 年 12 月から翌明治 21 (1888) 年 3 月まで、33 回にわたって明治天皇にご進講申し上げました。

侍従であるとともにご学友だった藤波に対して心を許された明治天皇は、講義を熱心にお聞きになり、お分かりにならなかったところをご下問(かもん)されるなど、シュタインの憲法学を懸命にご勉

強なされました。

そして明治 21 (1888) 年 4 月、憲法について徹底的に勉強を重ねられた明治天皇のもとに、憲法の草案が捧呈(ほうてい、敬意を示して手でささげ持ち差し上げること)され、枢密院での審議にかけられることになりましたが、その開院式の行事をめぐって大きな事件が起きてしまいました。

開院式を前日に控えた 5 月 7 日、枢密院の議長であった伊藤博文が、宮内(くない)大臣を通じて開院式の勅語案(ちよくごあん、勅語とは天皇によるお言葉のこと)を差し上げたところ、明治天皇は激怒なさり、次のように仰られました。

「勅語の下賜(かし、天皇が臣下に物を与えること)は極めて重大であるのに、博文 (=伊藤) はなぜ自分でこれを奏上(そうじょう、天皇に申し上げること)しないのか。前日になって突然奏上して、朕(ちん)にそのまま朗読させるとは何事か。博文がかくも不誠実な態度をとるのであれば、朕は明日の開院式には臨みたくない。勅語の案文は博文に突き返しなさい」。

お言葉の後に勅語案を机の上に投げつけられた明治天皇のお怒りぶりに対して、維新の元勳であった伊藤もさすがに恐懼(きょうく、おそれかこまること)し、天皇に拝謁(はいえつ、天皇など身分の高い人に会うこと)してお許しを請(こ)うたことで何とか治まりましたが、このエピソードは、明治天皇の憲法制定に対する真剣なご姿勢を如実(にょじつ)に示していますね。

天皇の憲法への強いご関心は、それだけではありませんでした。枢密院での審議は明治 21 (1888) 年 5 月から翌明治 22 (1889) 年 1 月までの 8 ヶ月間に 49 回行われましたが、明治天皇はその審議にほとんど出席されました。

審議において天皇は一言も発せられませんでした。それはご自身のご発言で審議における自由な言論が妨げられることを好まなかったため、敢えて一切の発言を控えられたからでした。

先述したように、明治天皇は事前に憲法学を究められたことで、審議の内容を詳しく理解されており、また終了後には毎回のように議長の伊藤や草案をつくった井上毅をお呼びになって、疑義(ぎぎ、疑問に思われる点のこと)のある内容を確認されたそうです。

枢密院における憲法審議の中心的存在として毎回出席され、その内容をすべて理解されておられた天皇の御前でしたから、伊藤とはじめとする枢密院の顧問官(こもんかん)らは常に緊張感を持って審議せざるを得ず、それらが完成した憲法における権威や正当性を自然と高める結果につながったことは言うまでもありません。

明治天皇の憲法制定におけるご覚悟は、先述した枢密院開院式の勅語の一文である「惟(おも)フニ立憲ノ大事ハ朕ガ祖宗(そそう、歴代の天皇)ニ対スルノ重責ニシテ、(中略)朕自ラ之(これ)ヲ断ズル(=裁定する)ノ任ヲ取ラントス」からもうかがえます。

そこまでの重責を感じておられたからこそ、明治天皇は枢密院での審議にほとんど出席を続けられ

ました。長い審議の間も、天皇は肘掛け椅子にじっとお座りになり、背中を椅子の背に寄り掛からせることも、姿勢を崩されることもありませんでした。

さらには審議中のある日に、天皇の第四皇子の昭宮猷仁親王(あきのみやみちひとしんのう)が薨去(こうきょ)されたという悲報が届いた際にも、伊藤による審議中止の進言に耳を貸されず、何事もなかったかのように審議がそのまま続行されました。

明治憲法の制定は、単なる「外国の真似をしてつくられた憲法」ではなく、我が国の伝統や文化に根差(ねざ)すとともに明治天皇による重大なお覚悟によって「君主が国民に下(くだ)された」欽定憲法という国家の一大事業だったのであり、それは明治天皇ご自身による後年の御製からも明らかでした。

「さだめたる 国のおきては いにしへの 聖(ひじり)のきみの み声なりけり」(明治43年=1910年)

ところで、明治以降の我が国は立憲君主制を採用して今日に至っており、明治憲法もその流れをくんでいることは、第1条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と記したうえで、第3条において「天皇ハ神聖ニシテ侵(おか)スベカラズ」、すなわち「天皇の尊厳や名誉を汚さないために政治的責任を負わせない」という条文からも明らかですが、この立憲君主制は明治憲法によって初めて我が国で採用されたのでしょうか。

もちろんそれは正解ではありません。明治憲法によって示された立憲君主制は、皇室をいただく我が国の伝統的な政治文化と、西洋を起源とする国家の基本法である憲法を中心とする政治体制とを調和させただけなのです。

神話の時代をさかのぼれば、2670年以上も前から我が国にご存在され続けておられる歴代の天皇の皆様におかれましては、古代にこそ政治の実権をお持ちになられた方もおられましたが、時代が下るにつれ、幕府の誕生などによって天皇お自らが権力を行使されることはなくなり、時の権力者をして天皇の権威によって政治を行わせしめる手法が定着しました。

すなわち、我が国では「天皇は政治的責任を持たない」という形式が伝統であったところへ、西洋の政治体制の根幹をなす基本法として成文化されたのが明治憲法であり、これは我が国が得意とする「他の文化を我が国に根差した伝統と融合させ、独自の新たな文化をつくりだす」という流れに沿ったものでした。

ただ、このようにして完成した明治憲法ではありましたが、そもそも法律であったがゆえに、その内容には道徳に関する規定がありませんでした。

折しも憲法制定当時は、急激な近代化によって我が国の歴史や伝統が軽視される傾向にあり、そのことを深く憂慮された明治天皇は、大日本帝国憲法と並んで日本人の精神の拠(よ)り所となった「教育勅語」を発表されるご決意をなさったのです。

### 3. 教育勅語に込められた陛下の願い

我が国では幕末より尊王攘夷運動が活性化し続けましたが、このうち攘夷運動は「外国人を撃ち払う」、すなわち異国による我が国侵略を阻止することでしたが、やがて当時の自国の実力では欧米列強に到底太刀打ちできないことを悟った我が国は、国を挙げて欧米に学び、近代化することによって独立を守るという「開国攘夷」に踏み切りました。

しかし、あまりに急速に近代化したことによって、我が国では西洋文化を重視する一方で、従来の伝統や文化を顧みない風潮が見られるようになり、当時の大きな問題となっていました。また、この傾向は教育界においても同様であり、特に道德教育の基礎を何に置くかという根本的な問題について一致した見解がなかったため、我が国伝統の倫理や道德に関する教育が軽視される傾向にありました。

これらの事態を重く受け止められた明治天皇は、井上毅と元田永孚(もとだながさね)に起草させ、天皇ご自身も熱心にお考えを示されたうえで、明治 23 (1890) 年 10 月 30 日に「教育ニ関スル勅語」(通称：教育勅語)を発せられました。

教育勅語には我が国の伝統的な国家観と人倫(じんりん)道德とが融合した「国民道德」が分かりやすい文章で書かれており、また孝行・友愛・夫婦の和・朋友(ほうゆう、友人のこと)の信・謙遜(けんそん)・博愛・修学習業(しゅうがくしゅうぎょう)・智能啓発(ちのうけいはつ)・徳器成就(とくきじょうじゆ、人格向上に努めること)・公益世務(こうえきせいむ、世の人々や社会のためになる仕事に励むこと)・遵法(じゆんぽう、法を守ること)・義勇の 12 の徳目(とくもく、道德の基本の意味)を、天皇ご自身が国民とともに実践されようとするお考えが示されていました。

なお、教育勅語は明治天皇が親しく国民に発せられたお言葉として御名(ぎよめい、公文書における天皇ご自身による署名のこと)だけが記され、國務大臣の署名は副署されませんでした。

勅語は当時の国民世論から大いに歓迎され、小学校修身科(しゅうしんか)の教科書に掲載されたほか、学校行事において校長先生が奉読(ほうどく、つつしんで読むこと)するなど、多くの児童や生徒の日常の中にごく当たり前のものとして存在したほか、英・独・仏・中の各国語に翻訳され、海外にも広く紹介されました。

ところで、昭和に入ってから勅語の文章中の「天壤無窮(てんじょうむきゆう)ノ皇運(こううん)」や「億兆(おくちよう)心ヲ一(いつ)ニシテ」などの部分が、軍部を中心に特に強調されるようになりましたが、これは勅語本来の精神とは全く別の問題であると解釈できます。

なぜなら、勅語が発せられた明治 23 (1890) 年といえば、国民の間でもようやく「幕府や藩への忠誠心」から「国家への忠誠心」へと明らかに変化した時期であり、それを踏まえて「これからは国の元首たる天皇の下で国家の繁栄のために力を尽くしなさい」という意味が、勅語において伝統的で古風な手法で述べられているからです。

それにしても、教育勅語が我が国のために果たした役割の大きさを実感すればするほど、大東亜戦争後に GHQ(=連合国軍最高司令官総司令部)からの強制的な指示によって、昭和 23 (1948) 年 6 月に衆議院・参議院の両院で教育勅語の「排除」及び「失効」が決議されてしまったことが残念でなりません。

ただし、排除・失効決議がなされたからといって、教育勅語そのものが「廃止」されたわけではありません。そもそも天皇陛下のお言葉である「勅語」を廃止できるのは陛下ご自身のみであり、それを国民の立場で勝手に廃止する行為は「不敬」以外の何物でもありません。

事実、教育勅語は一部の幼稚園などの教育機関において今もなお暗唱されており、健全な青少年の育成において重要な役割を果たし続けています。

占領下という異常な事態において、GHQ によって無理やり「排除・失効」させられたという現実を考えれば、独立を回復して半世紀以上も経つ現在において、国会で排除・失効決議を「無効化」して教育勅語を「復活」させることに何の問題があるのでしょうか。

#### 4. 戦時における陛下の大御心と大津事件での誠実なご対応

明治の御代(みよ)は我が国が近代国家として大きな発展を遂げた時代としても有名ですが、その陰には軍事力による大きな貢献があったことは言うまでもありません。

戦時に備えて、陸海軍では軍事演習が度々行われましたが、明治天皇は大元帥(だいげんすい)として数多くの演習を直接統監(とうかん、全体をまとめて監督すること)され、その度毎に将兵の労苦を共に分かち合われるという大御心(おおみこころ)を示されました。

例えば、明治 21 (1888) 年 11 月の埼玉県での近衛部隊(このえぶたい、天皇の身边警護を担当する武装組織のこと)の秋季演習が豪雨の中で行われた際、明治天皇はいつもどおりの乗馬姿で野外から演習に臨まれましたが、あまりに激しい雨にお付きの侍従が馬車をひかせたところ、明治天皇は「朕は乗らない」と仰られ、そのままの姿で最後までお過ごしになられたそうです。

また、明治 27 (1894) 年に日清戦争が始まり、大本営(だいほんえい、戦時に設置される陸海軍の最高統帥機関のこと)が前線に近い広島に移されると、明治天皇は同年 9 月から翌明治 28 (1895) 年 4 月まで、半年以上も大本営で日々を過ごされることになりました。

広島の本営は至って粗末なものであり、宮内省(くないしょう)の役人がご休息用にと安楽椅子をご居間に運ぼうとしたところ、陛下は「戦地に安楽椅子が備え付けてあるのか」と仰られ、不自由な野営を強(し)いられている兵士たちのことを思われて、一切ご使用になられませんでした。

陛下はお召(め)しの軍服が破れても「繕(つくろ)えば良い」と交換に応じられず、寒い冬にストーブを取り付けようとする「戦地に暖炉(だんろ)があるのか」と許可されず、大本営が手狭なので増築

しようとする「出征した兵士が生命を犠牲にして困苦(こんく)しているのに比べれば、此処(ここ)の不自由など何でもない」とお断りされたそうです。

また、野戦衛生長官が戦地の兵士たちの食事や健康状態などについてご報告した際に、陛下は真っ先に「兵たちの飯(めし)は日本米か、それとも外地米(がいちまい、日本産以外の米のこと)か。外地の米には小石が混じっているそうだが、兵たちはそれで歯を痛めたり、胃腸を悪くしたりしてはいないか」とお尋ねになりました。

長官が「外地米を食べておりますが、石を取り除く道具を使用しておりますので大丈夫です」と申し上げ、その道具をお見せしたことで、ようやく明治天皇はご安心なさったそうです。

明治天皇がお示しになられた「将兵の労苦と常に共にあろうとするお気持ち」は、明治37(1904)年に開戦した日露戦争においても同様、いやそれ以上でした。当時のロシアは軍事大国であり、我が国が戦って勝つという自信は当時の政府の首脳でさえ誰も持っていませんでした。しかしながら、ロシアの東アジアへの侵略をこのまま黙って見過ごしては、その魔の手が我が国にまで及ぶのは時間の問題でした。

明治天皇はご苦悩の末に開戦にご同意されましたが、対ロシアへの宣戦布告の詔(みことり、天皇によるお言葉やその文書のこと)を発せられた際に、そのお苦しみのお気持ちを御製に詠まれておられます。

「よもの海 みなはらからと 思ふ世(よ)に など波風の たちさわぐらむ」 (明治37年)

以上の御製は、後に昭和天皇が大東亜戦争開戦の直前に開かれた御前会議の席上で詠み上げられたことでも有名です。

日露戦争の開戦後、明治天皇のご苦悩はますます深くなりました。そんな陛下のお気持ちを、私たちは当時の御製でうかがい知ることができます。

「さ夜(よ)ふかく ゆめをさまして さらにまた 軍(いくさ)のうへを おもひつづけぬ」 (明治37年)

「ゆくすゑは いかになるかと 暁(あかつき)の ねざめねざめに 世をおもふかな」 (明治38年=1905年)

戦地のことが気になられて満足にご就寝がお出来にならないご様子がかがえます。

「しぐれして 寒き朝かな 軍人(いくさびと) すすむ山路(やまじ)は 雪やふるらむ」 (明治37年)  
「ふる雪も またれざりけり つはものの たむろの寒さ おもふ今年は」 (明治38年) ※たむろ=陣営のこと

日清戦争における広島の本営と同様に、明治天皇は現地の兵士とお心を共にしたいという思(おぼ)し召しから、開戦と同時にストーブを焚(た)くことをおやめになられたそうです。

「国のため たふれし人を 惜(おし)むにも 思ふはおやの ころなりけり」 (明治 37 年)  
「いさましく 進みすすみて くのために たふれし人の おほくもあるかな」 (明治 37 年)

陛下の大御心は、現地の兵士のみならず国民一人ひとりまでに及ぶと同時に、多くの兵士が毎日のように尊い命を散らしていくことを大変悲しまれておられました。戦争前には黒々としていた御髪(おぐし)も、戦争中にめっきり白くなられてしまわれたということです。

「さまざまに もの思ひこし ふたとせは あまたの年を 経(へ)しこちする」 (明治 38 年)

我が国は大変な苦勞を重ねながら、大国ロシアを相手に辛くも勝利を収めることができました。以下の御製は東郷平八郎(とうごうへいはちろう)連合艦隊司令長官による横浜沖での凱旋観艦式を思われて詠まれたものです。

「いさましく かしどきあけて 沖つ浪(なみ) かへりし船を 見るぞうれしき」 (明治 39 年＝1906 年)

明治天皇は、将兵の勞苦と常に共にあろうとするお気持ちをことある毎に示されておられました。我が国が明治期の数々の困難な戦争を勝ち抜くことができたのも、一兵卒までが陛下の大御心に触れたり、また伝え聞いたりしたことによって勇氣百倍し、それぞれが獅子奮迅(ししふんじん、獅子がふるい立って暴れまわるように激しい勢いで物事に対処すること)の働きを見せたからではないでしょうか。

さて、明治天皇は国家の存亡を懸けた日清・日露両戦争において英邁(えいまい、人格や才知が特別にすぐれていること)なる元首として堂々とお振る舞いなさいましたが、それ以外の突発的な危機に際しても、大御心をお示しになりました。

両戦争より前の明治 24 (1891) 年、来日中のロシア皇太子ニコライが、滋賀県の大津で警備を担当していた巡査の津田三蔵(つださんぞう)に斬り付けられるという事件が起きました(＝大津事件)。

日清戦争すら経験していなかった当時の我が国にとって、皇太子が負傷した報復としてロシアが攻め込んでくるのではないかという恐怖感は、現代の私たちが想像もつかないほど大きく、政府ですら周章狼狽(しゅうしょうろうばい、大いにあわてうろたえ騒ぐこと)する有り様でした。

そんな国家存亡の危機に際して、明治天皇のご行動は実に機敏でした。事件の一報が皇居に伝わるや、陛下は翌朝直ちに列車でご移動され、その日のうちに京都へお着きになると、翌日にはお自ら皇太子のニコライをお見舞いされたのです。

明治天皇はニコライをお見舞いされた際、皇太子が心を和ませるように親しく歓談されました。やがて皇太子がロシアの軍艦で神戸から帰国する際にも、陛下は京都から神戸まで列車で同行されました。

帰国当日、ロシア側から「天皇を軍艦に招待したい」との申し出がありましたが、我が国側で大問題になりました。なぜなら、大津事件の報復として、軍艦が明治天皇を乗せたまま出航する可能性もあったからです。万が一にも陛下が拉致(らち)されるようなことがあっては取り返しがつきません。

しかし、明治天皇は「ロシアは先進文明国だから皆が心配するようなことをするはずがない」とご自身のご意思で軍艦へと行幸(ぎょうこう、天皇が外出されること)され、ロシア側の大歓待をお受けになられただけでなく、普段はそのようなご習慣がないにもかかわらず煙草入れをご持参なさり、お自ら皇太子に煙草をお勧めなさったそうです。

大津事件と言えば「我が国における司法権の独立を守った」ことで有名ですが、その陰には明治天皇のご誠実かつご迅速なご対応が相手の心を開かせ、結果として我が国存亡の危機を未然に防いだという事実を、私たちは決して忘れてはならないでしょう。

## 5. 明治の終焉とその後

明治 45 (1912) 年 7 月、明治天皇は東京帝国大学の卒業式に行幸された頃から、ご体調が急に悪化され、同月 18 日夜に発熱された後に、昏睡(こんすい)状態となりました。

翌々日の 7 月 20 日には陛下のご不例(ふれい、この場合は天皇のご病気のこと)が国民に公表され、日本国内は憂色(ゆうしょく)に包まれました。多くの国民が陛下のご平癒(へいゆ)を願って続々と皇居に集まったほか、全国の神社や仏閣でもご病気平癒の祈願が行われました。

しかし、明治天皇のご病状は悪化する一方で、ご持病であった糖尿病に加えて、26 日には尿毒症(にょうどくしょう)を併発され、容易ならぬご重態となりました。

多くの国民の祈りもむなしく、明治天皇は同年 7 月 30 日午前 0 時 43 分に 61 歳 (満年齢 59 歳) で崩御されました。陛下の崩御を受けて、皇太子嘉仁親王(よしひとしんのう)が直ちに踐祚(せんそ)されて第 123 代天皇 (=大正天皇) となられ、元号も「大正」に改まりました。

明治天皇の大喪(たいそう)の儀は大正元年 9 月 13 日に東京で行われ、ご霊柩(れいきゅう)は翌 14 日に京都へ列車にて移送され、降りしきる雨の中を伏見の桃山御陵(ももやまごりょう)にご埋葬されました。

当時の日本国民にとって、明治天皇の大喪の日であった 9 月 13 日は大いなる悲しみの日でしたが、そのうえもう一つの大きなショックを受けることになってしまいました。なぜなら、この日に明治天皇のご信任が厚かった陸軍大将の乃木希典(のぎまれすけ)が、陛下の後を追うように夫妻ともに自刃したからです。

乃木大将は日露戦争での旅順(りょじゅん)攻略戦で多くの部下を死に追いやったことを深く自責しており、明治天皇への戦後の報告の後に自刃しようとしたのですが、それを察せられた陛下から「今はその時ではない。どうしてもというのであれば、朕が世を去りたる後にせよ」とのお言葉を賜りました。

その後の乃木大将は、陛下より与えられた学習院長としての職責と、皇孫殿下(こうそんでんか、後の昭和天皇)のご教育という重責を果たし、明治天皇の崩御に接して、潔く殉死の道を選んだのです。

明治天皇のご存在は、単なる国家元首としてのみならず、我が国が幕府による武家政権の封建体制から欧米列強に肩を並べる近代国家にまで短期間で一気に成長を遂げた、いわば国家の興隆と繁栄の象徴でもあられたことから、明治天皇の崩御は「明治」という一つの時代の終焉(しゅうえん)を国民に強く印象づけることとなりました。

また、陛下の崩御直後から、世界の新聞では明治天皇の治世を絶賛する記事が見られるようになり、英米などを中心に「偉人中の偉人であった」「世界の最大君主と同列に立つことを得たりし聖帝(せいいてい)、いやそれ以上であった」と明治天皇を称えています。

明治天皇は我が国のみならず、世界史的スケールにおいて、どの君主にも勝る稀代(きだい)の英雄として、世界中から仰(あお)がれていたのです。

明治天皇の崩御から2年後の大正3(1914)年、皇后であられた昭憲皇太后(しょうけんこうたいごう)が崩御されました。両陛下はともに京都の桃山御陵にご埋葬されましたが、国民の間から東京で明治天皇並びに昭憲皇太后のご神霊(しんれい)をお祀(まつ)りしたいという熱い願いが自然と沸き上がりました。

やがて両陛下とゆかりの深かった東京・代々木の地に神宮が建設されることが決定し、一から人工林を造営するなど、多くの国民が自発的に労働奉仕を重ねた大事業が行われた後、大正9(1920)年に両陛下はご祭神(さいじん)としてご鎮座(ちんざ)されました。現在の明治神宮です。

また大正12(1923)年には乃木大将が自刃した邸宅の隣地に乃木神社(のぎじんじゃ)が、これも国民の熱意によって創建され、さらに昭和2(1927)年には、同じく国民の請願によって明治天皇のお誕生日である11月3日が「明治節(めいじせつ)」として祝祭日になりました。

我が国に大きな興隆と繁栄とをもたらした明治の精神は後世の人々に受け継がれ、今もなお私たちの前に光り輝いているのです。

## 6. 「明治の日」を実現しよう！

ところで、現在の我が国で11月3日が「文化の日」という名の国民の祝日になっていますが、先述したようにこの日は明治天皇のお誕生日であり、戦前までは「明治節」という名で祝祭日とされていました。しかし、戦後にGHQによる占領政策の一環として、無理やり「文化の日」に変えさせられてしまい、現在に至っています。

「明治天皇のお誕生日」という記念すべき重要な日を忘れさせられたまま、私たち日本人は戦後何十年ものあいだ経済の発展を中心に日々を過ごしてきましたが、いつしか我が国から教育勅語の道

徳心が消えたことによって、殺伐(さつぱつ)とした世の中となり、また先人が命懸けで守ってきた我が領土を他国から侵略される（あるいはされようとしている）危機が長く続くなど、気が付けば、我が国の存立そのものが脅(おびや)かされるどころまで来てしまっているといっても過言ではありません。

今の私たちに求められているのは、国家存亡の危機に対して果敢に立ち向かい、結果として我が国を世界に冠たる一流国に引き上げた「明治の精神」そのものではないでしょうか。だとすれば、我が国が再び輝きを取り戻すためにも、明治天皇のお誕生日である 11 月 3 日を「明治の日」に改めることは大きな意義があるはずです。

かつて昭和天皇のお誕生日であった 4 月 29 日が、陛下の崩御後に「みどりの日」という曖昧(あいまい)な祝日に変えさせられた際も、国民の熱意によって「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」という「昭和の日」として甦(よみがえ)りました。

「激動の昭和」は単独で存在するのではなく「明治の精神」と連動して我が国の歴史に大きな流れを生み出しており、もちろん現代にもつながっています。神代(かみよ)から我が国に存在している美しい歴史を実感する意味においても、今こそ私たち日本国民が一丸となって、明治天皇のお誕生日である 11 月 3 日を「明治の日」として堂々と復活させるべきではないでしょうか。(完)

主要参考文献：「日本の歴史 5 明治篇」（著者：渡部昇一 出版：ワック）  
「歴史街道 2012 年 08 月号」（出版：PHP 研究所）

YouTube 再生リスト「明治天皇」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML67Xe59m49nvKMp6tTXqtz8>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>